

大船中央病院における安全管理に関する基本方針

当院は、社会医療法人として医療を通じて社会に貢献するという理念のもと、患者さんが安心、安全な医療を受けられる環境を整えることを基本方針としています。

当院が目指す信頼と安心の確立に向けて、現場における責任体制を明確にし、医療事故防止に組織的に取り組み、医療の質を保証します。

1. 患者さん中心の医療を実践します

患者さんの立場に立ち、患者さんが安心して医療を受けることができる環境を整えます。患者さんの意思を尊重し、プライバシーの尊重は全職員に周知し徹底します。

2. チーム医療を実践します

患者さんの治療方針は、主治医のみの判断ではなく、多職種のスタッフが情報を共有し、意見を交換して決定します。

3. 医療安全に組織的に取り組みます

当院は医療安全管理委員会を設置し、病院長が統括します。

日常の診療現場における安全管理は各部署のリスクマネージャーおよび医療安全管理室が主導します。

4. インシデントの報告と情報の共有を図ります

全職員が医療安全に関わる小さな出来事も報告し、情報の共有と再発防止に役立てます。早期に情報を把握し、適切な方法を用いて周知し、職員全員で共有できるよう対応します。

5. 機能する医療事故防止対策を実施します

医療事故防止のためのリスクの把握、分析、改善、評価については、病院長の指示に基づき、医療安全管理委員会、リスクマネージャー委員会、および医療安全管理室において行います。その際、誰もがエラーを起こす可能性があることを踏まえ、医療事故の根本的原因を究明し、システム指向で対策案を検討し実施します。

6. 医療事故発生時速やかに対応します

当院における医療を通じて、患者さんに何らかの傷害が発生した場合には、救命や回復のために迅速かつ適切な治療、および患者さんやご家族に十分な情報の提供を行います。さらに、事故の検証と再発防止策を策定し、組織的に対応するために病院長判断により事故調査委員会を速やかに開催します。また、必要に応じて日本医療安全調査機構に調査を依頼します。公正で客観的な評価を行い、患者さんやそのご家族への説明責任を果たすよう努めます。

7. 患者さんの相談を積極的に受け付けます

患者さんからの苦情、相談に応じられる体制を確保するために、施設内の「患者相談窓口」と連携し、医療に関する相談・意見・苦情等に耳を傾け適切に対応し、より質の高い安全対策を推進します。

8. 医療安全教育・研修・啓発を行います

すべての職員が医療安全の重要性を認識し、積極的に安全を推進していくために、全職員が参加する研修会を年2回実施します。

9. 医療安全管理マニュアルの作成・改訂を行います

病院関係職員の医療事故防止のため大船中央病院「医療安全管理対策マニュアル」を作成し、周知徹底を図ります。なお、必要に応じて、適宜見直しを行います。

医療安全管理委員会